

令和5年度第1回 米子市建設工事等入札・契約審議会議事録

日 時 令和5年10月12日(木) 午後2時～
場 所 米子市役所本庁舎5階 議会第1会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子
青戸 光一 竹下 純子 中島 美智子
事務局 総務部 下関部長
契約検査課 足立課長 世山課長補佐
工事所管課 水道局 施設課 整備課 都市整備課 道路整備課

議題

- (1) 令和4年度下半期の発注状況について
- (2) 入札及び契約の運用状況について (R. 4. 10. 1～R5. 3. 31 契約分)
- (3) その他

○議事内容

(事務局)

それでは、定刻より少し早いですけれども、出席予定の方は全てお揃いですので始めたいと思います。

本日はご多忙のところご参加いただきましてありがとうございます。それから審議案件を抽出していただくために、6月に送付させていただきました運用状況資料につきまして、差し替え等によりご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

また本来でありましたら審議会の開催に先立ちまして、11月1日から委員をお願いする方々に対し辞令を交付させていただく予定でしたけれども、更新の手続きに時間がかかっておりまして、改めまして、辞令交付予定の委員の方々にはご連絡をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたしますとご迷惑をおかけいたしますことにつきまして重ねてお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、ただいまより令和5年度第1回米子市建設工事等入札契約審議会を開催いたします。

次第の2、あいさつを下関総務部長をお願いいたします。

(総務部長)

本日は建設工事等入札契約審議会の開催にあたりまして、各委員様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

この審議会は、米子市と旧淀江町が合併する前の平成16年2月に要綱設置の審議会として立ち上げましたけれども、その立ち上げに私自身も携わっておりまして、当時松原会長のところに委嘱のお願いに伺ったことを今でも記憶しております。

その当時は全国的に公共調達の落札価格が高止まりをしている、そういったような傾向にあった状況でございました。米子市においても、入札制度やその体制について試行を重ねながら構築を進めておったところでございます。

その後、品確法などの登場によりまして、若干適正価格での調達に軸足を移しながら、引き続き透明性、公平性、競争性の三つの柱をいかに実現していくのかと、そういうミッショ

ンを各委員の皆様にご尽力をいただきながら、この日まで取り組んでいるところでございます。

さて、本日の審議会におきましては令和4年度下半期の運営状況についてご審議をいただくこととしております。各委員の皆様には、毎回長時間のご審議をお願いしておりますけれども、引き続き入札及び契約の更なる適正化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の率直なご意見をお伺いしたいと考えております。

簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

(事務局参加職員紹介)

(事務局)

それでは、次に本日配布させていただいておりますお手元の資料の確認をさせていただきますと思います。

1枚目に日程を入れておきまして、そして発注状況等の資料のものが1冊、そして2番目が参考資料として、令和4年度下半期の業者別発注状況辞退者一覧のものが1冊、その他、委員の方には事前に送付させていただいております抽出案件の資料、そしてA3判の資料が2枚、入札方式別発注工事一覧表というものが2枚あります。揃っておりますでしょうか。そして、日程を記載しております資料の方は、表紙を1枚めくっていただきますと、委員名簿と最後には審議会条例を載せておりますのでご確認いただければと思います。

続きまして次第4でございます。審議会の成立についてですが、本日の審議会は、委員全員のご出席がありますので、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、成立していることをご報告いたします。

なおこのたび、米子工業高等専門学校より新しく中島美智子先生が委員となりましたので自己紹介をお願いいたします。

(中島委員)

米子高専の中島でございます。今回より拝命いたしました。不慣れな点もあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは議事に入らせていただきたいと思います。

審議会条例第5条の規定により会長が議長となりますので、議事の進行は松原会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(松原会長)

審議会の会長を仰せつかっております松原でございます。

委員の皆様にはご多忙の中、時間を調整いただきまして、ご出席いただいております。お礼を申し上げます。

また事務局の皆様には資料につきまして、委員から修正であるとか、要望とか出ているかと思っております。それに対しまして適切な修正、あるいはまた再送付というようなことをいただいております。私もいろいろ審議会に入札関連で経験しておりますけれども、これだけ多様な資料とさまざまな観点から分析をされている事務局というのは経験もないところです。そういう意味でも資料の作成、分析等、大変なご努力をされているのだというふうに思っております。皆様の努力には、敬意を表したいと思います。

また下関総務部長も帰ってこられまして、懐かしいですね。先ほどお話をお聞きしたところですが、この審議会も20年以上になるということになりますけれども、長いという感じもしますし、それだけ立派なことをやっておられるのだなど。事務局から議事録もきちんと出ておりますので、そういう意味でも、頑張っておられるなと思っております。また会議のために関係課の課長さんあるいは課長補佐さんの方々が、参加いただいて、適切な説明をいただくというようなことをいただいております。皆さんの努力に敬意を表したいと思います。

また、中島委員にも新しく加わっていただいております。どうぞこれからもよろしく願いたいと思います。

少し前置きが長くなりましたけれども、それでは本日の審議に行きたいと思います。

それでは手元の資料でございますけれども、議事1、2、3ということですね。まず1点目から事務局からご説明になります。

(事務局)

まず始めに令和4年度上半期の発注状況につきまして、ご報告させていただきます。日程が書いてあります資料から説明させていただきます。こちらの方には、令和4年度下半期の建設工事契約状況を載せております。

1ページ目の上の表でございますが、公募型指名競争入札、これは予定価格が1億5,000万以上のいわゆる高額工事案件または配置技術者施工実績の有無の条件をつけた場合に実施するものですが、令和4年度下半期は、土木一式(一般)は4件発注していきまして、契約金額合計が約4億4,081万円、平均落札率90.2%でございました。なお、この公募型の内容ですが、中央第一幹線改築工事、中央第一幹線改築その2工事、契約金がそれぞれ約7,080万円と約2,400万円、これについて予定価格は1億5,000万以上ではございませんでした。そして、米子インター西産業用地整備事業に係る敷地造成工事と洪水調整池新設工事で、契約金額が約1億8,700万円と1億5,700万円というふうになっております。

次に、その下の工事希望型の指名競争入札でございますが、これは原則として予定価格が130万円以上1億5,000万円未満の工事案件に対して実施するものです。これは、屋根工事から舗装工事まで12工種で97件、契約金額約20億9,500万円でございます。平均落札率は91.1%でございました。これらの工種の中では、土木一式(一般)が一番多く発注しておりまして45件、契約金額約12億3,700万円という実績でございました。

なお工事について、通常型指名競争入札は近年行っておりません。

次に工事入札全体の合計でございますけれども、発注件数としては101件、契約金額が約25億3,600万円、平均落札率91.1%でございました。

下の方に移りまして、工事における随意契約でございます。こちらの発注は、管工事から土木一式(一般)工事まで6工種16件、契約金額は約2,800万円、平均落札率96.4%でございました。なお、随意契約理由の内訳としては、予定価格130万円以下のいわゆる少額随意契約の1号随意契約が12件(契約金額平均113万円)、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときの2号随意契約が1件、入札参加者がいないときまたは再度の入札に付し落札者がいないときに適用する8号随意契約が3件(契約金額平均355万円)でした。

この結果、入札と随意契約を合わせますと、工事契約においては、発注件数が117件、契約金額が約25億6,500万円、平均落札率が91.9%でございました。

次に2ページ目、こちらの方が測量・設計などの委託についての契約状況でございます。一般競争入札と公募型指名競争入札については行っておりません。

次に通常型指名競争入札ですが、5業種で、発注件数は28件、契約金額にしますと約1億2,200万円、平均落札率が93.3%でございました。なお、発注件数が多いものの概要ですけれども、建設コンサルタントが一番多く発注しておりまして、11件、契約金額にしますと約5,900万円でございました。そのうち高額案件としましては、外浜処理区下水道工事実施設計委託で1,870万円となっております。

その他の業務の9件は、除草作業委託・街路樹維持管理業務関係のもので、契約金額はおよそ4,200万円でございました。

測量に係る委託の入札の合計は、発注件数が2件、契約金額にしまして約335万円、平均落札率は92.8%でございました。

下の表の方は委託の随意契約をまとめています。発注は1業種で1件、契約金額は約261万円、平均落札率98.0%でございました。

随意契約理由としての内訳は、入札者又は落札者がいなかったための8号随意契約（除草業務）です。

これらの結果、委託に係る契約の合計は、件数が29件、契約金額が約1億2,400万円、平均落札率が93.5%でした。

続きまして、3ページから18ページまでの資料ですが、こちらは平成16年度からの発注件数、契約金額、平均落札率をまとめている表で、工事入札、工事随契、委託入札、委託随契の区分でまとめさせていただいております。それぞれグラフにしたもので、推移の特徴を説明させていただきます。

4ページと5ページでございしますが、工事の入札に係る発注件数と契約金額の推移のグラフです。令和4年度下半期ですが、前年度の下半期と比較しまして、件数につきましては35件の減少、金額につきましては、約5億2,300万円の増額でございました。この金額の増額でございしますが、今年度は米子インター西産業用地関係の工事が6件ございまして、合計金額として約6億7,800万円でございましたので、1件当たりの金額が大きかったことにより、件数は減少しましたけれども、増額になったのではないかと考えております。

続きまして、6ページでございしますが、工事の入札に係る平均落札率の推移ということで載せています。近年は大体92%程度で推移しておりまして、令和4年度につきましては91.7%ということですので、例年並みの推移をしているのではないかと考えております。

次に7ページは工事の随意契約を平成16年度から表にしたものです。こちら8ページと9ページにグラフで載せております。令和4年度下半期は前年度下半期と比べまして、件数は17件の減少、金額は約1億6,100万円の減額でございました。なお、全体的に随意契約の件数は減少傾向でございます。

それから10ページでございしますが、工事の随意契約の平均落札率をグラフ化しているものでございます。令和4年度ですが、93.5%ということで、昨年度と比較して0.4%増加しましたが、これは件数が少ない中で、2件について100%の落札率の工事があったため、このような結果になったのではないかと考えます。工事随契につきましては、ばらつきがあるということが読み取れます。

次に11ページでございします。こちらが平成16年度からの委託の入札の表になります。こちらにも発注件数、契約金額、平均落札率を載せております。こちら12ページからグラフで説明させていただきます。まず発注件数ですが、令和4年度下半期は28件ということで、前年度下半期より13件の減少ですが、上半期が110件と上半期だけの比較で平成25年度について2番目に多い件数であったため、全体の件数は前年度より2件ではありますが、増加しました。

次のページが委託に係る入札の契約金額になりますが、件数と同様に、契約金額も前年度下半期と比較して減少しておりますけれども、全体の額としては、前年度より約1億4,7

00万円増加しており、上半期の契約金額がかなり多いため、過去最高の契約金額となりました。

14ページは委託に係る入札の平均落札率の推移でございます。こちらは、近年93%程度で推移をしておりますけれども、令和4年度は94.3%ということで、1.1%の上昇でございました。

続きまして、15ページでございます。こちらは、委託の随意契約にかかるものの表でございます。こちら16ページに発注件数、17ページに契約金額、それから18ページに平均落札率のそれぞれグラフとなっております。件数と金額につきましては、前年度より減少しております、平均落札率につきましても2.4%減少しているというような状況でございます。全体的に少なくなっているという結果となっております。

次に、19ページと20ページには工事契約におけるくじ引きの発生状況を載せております。平成23年度からこれまでのくじ引きの発生状況についてまとめたものでございまして、20ページに令和4年度下半期の状況を記載しておりますが、近年の傾向通り土木系の工事にくじ引きが多く発生しております。

発注案件につきましては以上でございます。

21ページから24ページは、今回委員の皆さんから抽出いただきました審議案件リストをまとめております。後ほどご審議をお願いしたいと思います。

このほかに、別冊の参考資料についてですが、これまでと同様に業者別の受注状況一覧と辞退理由を一覧で作成させていただきました。辞退者一覧の18ページ、上から2段目のところに辞退理由の記載がない所がありました。申し訳ございませんでした。この辞退理由としては、「現場代理人が選任できないため」ということとございました。辞退理由として、「技術者を確保することができなくなった」とか「予定価格内での入札ができない」といったような理由が多く見られました。例年の傾向と変わっておりません。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

(松原会長)

ありがとうございました。委員の皆さんからは何かございませんでしょうか。

(青戸委員)

事前配布の資料でいつも案件ごとに辞退者一覧というのが載っているのに、今回載っていないということで、正直、辞退理由を知りたいということで抽出案件にしております。そういったものについて事前の検討ができなかったのも、こちらとしては不便だったということがございます。これは外したというのは何か理由がございますか。

(事務局)

失礼いたしました。外したと言いますよりも私の方はその辞退者一覧というのをつけるという認識が不足しております、大変申し訳ございません。次回からきちんとつけさせていただきます。よろしく申し上げます。

今回の件につきましては、改めてお送りする等の対応させていただきますが。

(青戸委員)

これをいただけるとすると十分ですけれども、次回はどうなるのかなということが気になると思うのですが、ちょっと指摘させていただきました。

(松原会長)

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

その他いかがでしょうか。

それでは、本日の議題1につきましては以上ということで、2番目の議事に移りたいと思います。

入札及び契約の運用状況についてということで、これについては委員の方から抽出された案件について資料にあったと思います。事務局から説明はございますか。

(事務局)

ここに資料を載せていただいたのですが、委員の皆さんからいただいた案件をここで一つ一つ回答させていただいた方がよろしいでしょうか。

(松原会長)

委員の方々から案件についての何番というのがありますので、まずそれをお聞きいただいて、関係課の方のご説明あるいは事務局からも説明という形でお願いしたいと思います。

(竹下靖彦委員)

事前の抽出のときに案件をたくさん出しました。それは過去と比較をするという意味です。抽出案件の中で2点出しています。それは水道局で指名者数が、24件中12件が2社で50%になっている。この内容はいちいち抽出するのは大変なので、本当は入札参加者名が知りたい。それが1点と、もう一つは変更理由が非常にたくさん出ている。それについて、入札・契約審査会で審議して、どう判断されますかという2点だけ事前に出したんです。

(事務局)

A3判の資料の方に水道局の参加者名等を載せさせていただいております。説明につきましては、水道局からお願いします。

(水道局)

今回の抽出案件の10月から3月の説明というところで、もう既にそれまでに契約している業者になると思います。その関係で技術者の配置が難しいというところで2社参加になったのではないかなと考えております。

(竹下靖彦委員)

ですから、2社での参加が実は50%、半分ですよ。そうすると、その業者が毎回いろんなバリエーションで申込者が変わっているかどうか、あるいは2社というのは、2社でずっとやっていて、持ち回りで落札しているのではないか、比較検討ができないんですよ。本当は抽出で全件求めればこっちでもできるんですが。半分も2社でやるというのはいかなものかというふうに考えて、参加業者名を出してもらえば、どの会社は何で入札をしているのかというのが分かる。これだったら全部抽出していないと分からないけど、そこら辺が用意されていなければ、いいです。そういうのが知りたかった。

(事務局)

資料は用意させていただいたのですが、今置かせていただいているA3の大きい資料、これでございます。

(竹下靖彦委員)

はいわかりました。了解。こういうのを事前に配布をしていただければ。

(事務局)

承知しました。

(竹下靖彦委員)

そうすると、どの業者がいつも辞退をしているとか、あえて失格をしているのかなというチェックができるかと思ったので。

(事務局)

承知しました。

(松原会長)

よろしいですか。

(事務局)

もうひとつ変更契約についてですね。

(竹下靖彦委員)

117件中47件ということで、あまりにも多いのではないか。そういう点で言えば、設計段階でどのようなことがあったのか。それで多くなったのか、ただ掘ってみたら、実は余計な物があったので、より高くなるということは理解しています。

(事務局)

あとは週休2日の対象工事であったことですか、あるいは物価の高騰ですとか、そういったところに対応させていただいたというところがあるかと思います。

(竹下靖彦委員)

素人的に考えれば、その単価で工事を受けたら何とかやらないといけない。逆に単価が下がったという場合には、当然利益率が増大をするわけです。そういうので返還をしたという事例は近年では聞いたことがないです。だからそこら辺非常に甘いんじゃないかな、そういう感じがしたんですよね。もちろん予定価格の算出についても、少しそこら辺を考慮すべきことで、建設物価単価で大体出していると思うのですが、あの会社も談合やっていたということで、公正取引委員会に摘発された、そういう経緯があるので、そこら辺がね、誤差が出るのかというふうに。

(松原会長)

はい、それでは以上でよろしいでしょうか。委員の方からの抽出案件について。

(岩浅委員)

抽出案件2番から選んだときに、違和感があったので案件を抽出したんですけれども、工事発注表の方は見なかったもので、実際の業者さんの名前が10社上がっていて、入札金額があって、その中で失格が7社あって、最初に抽出案件を出すときの資料には、なぜ失格かということが書いてないわけですから、失格の業者さんがなぜこんなに多いのかと。10社の

中でもなぜこういうふうになったのか、辞退ではなく失格って書いてあったことに対して違和感があって、今回の資料をいただいたときに摘要欄に他工事受注によるために失格になりましたという意味合いですよね、それぞれのこの10社の入札されたものをチェックしましたら、入札日が令和5年3月16日で、工期が令和5年の4月1日から令和6年の3月31日という重複しているものだったんですね。多分このことを示しているのかなって思ったんですね。後で今の発注表を見たら、最初見たときにも思ったんですけど、その工事概要のところでも米印の二つ目ですかね。2月20日の公表の発注工事種別・土木一式工事(維持補修)7件については、複数案件申し込みが可能です、落札については1業者1件となります。7件ってなんだろうと思ったら、今の失格の件数と一致しているということで、あらかじめ結果が出た上でないとその失格にはならないですよね。そういうふうには記載されないですよね。今まであまりこういう形がなかった、珍しいかなと思って、私もどうということなんだろうと思って抽出したわけです。今申し上げたように、それぞれのナンバー2とか38、39、41とか85とか全部が繰り返すようですけども、入札日が同じで工期が全く一緒だったから、その1社しか落札が取れませんよという意味合いの解釈でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(岩浅委員)

ありがとうございました。

(竹下靖彦委員)

入札執行表を見ましたところ2番ですね、これを見ると、今言われたような状況に加えて、まさに最低制限価格ぴったりという、これは上出来だというふうなことになっているんですけども。そこでくじ引きになっているという。ただ、本当にこれを見ると、一番問題点が、ずっと私申し上げているように、一般管理費の調整弁という形になっているわけですね。これが一番多いときには落札価格の16%も超えるような金額を算出して、調整弁をやっているということで、これが随所に見えるということでいくと、一般管理費の算定方式を、米子独自で見直してもいいんじゃないか。例えばパーセントでもう固定する、予定価格の何%という形になると、全ての業者がこの一般管理費をその金額で記載をしていく。そうするとどこで調整をするかという、材料の仕入れだとか経営努力の中でそれをやっていくんじゃないかなと。

例えば、工事原価が安いのに一般管理費を増大して合わせているという状況が散見されるわけです。ずっと私、一般管理費のあり方という形を見てきていて、本当にここが調整弁になって、もうそろそろ明確にした方がいいんじゃないのかなというふうには考えています。

これは一回審議会委員で、どうするかという結論を出して、市長に具申することになっていきますので、そういう方式をやらないと、せっかく材料費を安く購入して、本当は低くできるけれども、それじゃ困るので、到達しないので、一般管理費で対応して、それで数値を合わせるのではないかっていう形が予想されるわけです。そこら辺の形もちょっと事務局と議論をやって、本当にそういうのが可能なのかどうかとか、もちろんそれは公共工事の中で、一般管理費の算出というのは数式が出ているんですけども、それがその以内であればいいけれども、それを超えているというところも見えるということですよ。そういう点で私はこの結果から問題提起をしたいというふうに考えています。

それと見てわかるように、本当にこの失格の2社はずですね、わずかな金額で最低制限価格を下回っている、逆に言うと最低制限価格をもとにして、そして執行表を作ればよいという

形も、各社がみんな本当に算出しているのかどうなのか疑問を持っているところです。そういう点で最低制限価格の公表というのは、功罪はあるのではないかなというふうに考えています。以上です。

(松原会長)

はい、ありがとうございました。

今の竹下委員のお話は、一つは一般管理費のあり方はどうするべきかと、一般管理費は、基本的には工事原価に対して何パーセントという形で決まるわけですよね。それはそれまでに積み上げてきた、建設物価本とか、いろんなものから全部積み上げてきた積算の価格に対して施工が決まり、現場管理費があって、工事原価が全部決まってそれにパーセントをとということになっていますので、おっしゃったように調整弁になっているんですね。あるいは見積もりを、入札する企業のそこが頑張りどころというんでしょうか、他社より安く、一方で最低制限価格よりは高くということになるわけですが、そこをどうすべきかという話だったと思います。パーセンテージを決めるということになるのかどうかというところになりますが、一つは、建設業界の方々はどうお考えになっているのかというところで、事務局もいろいろ意見聴取をされたほうがいいように思います。いろいろお考えがありますので、業界がですね、そこが我々の頑張りどころだとか、一方で竹下委員のようなご意見もあるということです。これは事務局でご検討いただくのがいいのかなというふうに思います。

竹下委員どうですか。

(竹下靖彦委員)

例えばナンバー2のところで行くと、共通仮設費の中で運搬費というのが入札者全社同額なんですよね。ここなんかも考えられない。それから共通仮設費、ここも安いところもある。50万2,000円同一金額を算出して、ところが、37万3,000円で算出している企業もあるというところなんです。だから私はやってやれないことはないというふうには考えています。

(松原会長)

はい、よろしいでしょうか。これはまた事務局の方でもちょっとご検討いただくことでよろしくお願ひしたいと思います。

委員の方々、何か今の点でございますでしょうか。

はい、それではまた抽出案件の方に入りたいと思います。どうぞ、皆様のほうから。

どの案件でも結構です。いかがでしょうか。

(竹下純子委員)

先ほど青戸委員さんからお話があったと思うんですけど、私も抽出した理由が辞退の理由であったりというようなところを抽出したものが多かったものですから、今こうやって確認をしているようなところにして、分析作業がちょっと不十分であるようなところもあるのかなという気がしますので、また次回のときにはそちらの資料もつけていただきたいというのと、自分の業務がたまたまインボイスなどもあって繁忙期もあったということもあるんですけど、もう少し資料を送っていただくのを余裕いただきたいと、今回私が分析に時間があまり取れなかったのでこの場を借りてお願ひします。

一応そういう理由が多かったんですけども、中でも57番ですかね抽出案件の、他の委員さんもだいたい出しておられると思うんですけども、こちらは一応指名が4社、失格が1社、辞退が2社ということで、最終的には1社ということになってきていると思うんですけど

れども、辞退理由もちょっと今拝見して、金額とかも見るんですけども、この辺どういう指名状態であったのかっていうことを説明していただけたらと思うんですけども。

(事務局)

ただいまの米子駅内広場整備工事ですが総合評価という形で入札を行いました。工事希望型でしたので、予定価格のランクが土木工事Aランクの業者でしたが、今25社ぐらいありますので、広く募集したところ、応じたのがこの4社だったということです。それで、指名した後にA社とB社は、辞退理由がこちらに載っているとは思いますが、現場で難しかったようなところがありまして、2社辞退されたというような形です。それで、残ったC社とD社で、総合評価による入札を行いました。D社は、調査基準価格、これは最低基準価格と同じようなものですが、そちらを下回ったということで失格になって、最終的にC社が落札されたという形です。総合評価という形をとっておりますけど、結局はそのような形で落札になったというような経緯です。

(竹下靖彦委員)

これは低入札という形で、最低制限価格は上回ってるんですよね。

それで、今回安いから、落札っていうことじゃなくて総合評価という形になるんですけど、実はこのこんな調査を出さなかったっていうのは初めて見た感じなんですよ。それはどういう形、おそらく事務局としても問い合わせをしていると思うんですが、どういう回答だったんですか。

(事務局)

こちらの方は調査基準価格、総合評価では調査基準価格という言葉を使いますが、そちらを下回っていたということです。調査基準価格を下回ってもその価格でやれるっていうことであれば、低入札価格調査意向調書というものをに入れて出すようお願いしているんですけど、こちらのD社はそれを出されなかったっていうことで、調査の意思がないということで失格とさせていただいたということです。

(岩浅委員)

同じく57番の件で、理由は今おっしゃったように低入札価格調査意向調書未提出による失格になったというふうに書かれていますよね、今のお話の中にもありましたけれど、D社は税抜きで7,812万7,000円、調査基準価格が税抜きで7,813万ちょうど、3,000円の差額ですよ、私最初調査基準価格をどうやって出すのかなと思ってみたら、発注表の初めの方に算式が出ていますので、ただ幅がありますので、一つしか正解がないにしても、多少高かったり安かったり、今の場合実際には差額は3,000円です。その3,000円に対してD社がどう考えるかわからないですけども、なぜ業者さんが低入札価格調査意向調書を出さなかったのかっていう理由はわからないですけど、もしそれで、それは仕方がなくて、C社が落札されたっていう結果になったんですけど、もしものお話で大変恐縮なんですけど、低入札価格調査意向調書をD社が出された場合に、その次の段階というのはどういうことが想定されるかをちょっと教えていただきたいんですけども。

(事務局)

もし低入札価格調査意向調書を出されたっていうことになりましたと、実際に本当にその金額で工事ができるのかという調査に入らせていただきますので、D社に正式な、もう一度詳しい内容の工事内訳書、今ここにありますよりもさらに詳しい内訳書というのを出示させていただきます。それをもとに本当に工事ができるのかどうかということを審査会や、ヒアリング

をしたりとか、そういったところで発注課などがそれをもとに協議して、工事ができるかどうかということ審議するというようなことになります。

(岩浅委員)

ありがとうございます。

これは総合評価方式にして、その技術者の点数がC社は85点で、D社は87点で上回っておられますよね。それから事業者の成績の方もC社が85.00、D社が87.50という、これもやっぱり上回っておられる。私が感想を言う立場ではないですけど、すごくもったいないと思うんですよね、1社しか残らないから、そこに決まったってというのが。なんかちょっと総合評価の方式を採用している割には何かあるんじゃないのかなっていう、素人ですからわかりませんが、そういう気がするんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

(事務局)

そうですね。確かにおっしゃることはわかりますけれども、総合評価方式の入札には調査基準価格を設けております。これは最低基準価格と同じようなものですが、これができたという経緯が工事の品質ということがありますので、調査基準価格を下回るということは、工事の品質がどうかということが疑われるという判断基準の一つになっていますので、そこでもう失格という判断を、要綱ですとか、米子市ではそういった形にさせていただいていますので、確かにC社は結構高い金額で落札されているというところはありますけど、今の入札制度ではある意味仕方がないということだと思っております。

(竹下靖彦委員)

結局これは1社独占という形になって、しかも予定価格の100%で落札している。だから逆に言うと3社が脱落するというのを念頭に置いて、落札率100%という形が窺えるんじゃないか。辞退届は少なくとも入札日の10日前とか、そういうふうにしたときに、もう少し抑制できるんじゃないかなというように、直前で辞退という形をしているのは、他の工事と併せて、そこら辺が無造作に、とにかく手を挙げようという形で来るという形ができる、久しぶりに工事希望型指名競争入札で落札率100%っていうものを見ました。だからここなんかはまさに1社入札の談合を窺わせる。実は1社入札というのは約15%弱ぐらいあるんですよね。だから中にはもう1社しか応札しないというところもあるけれども、理由としてはあえて失格をするという状況と、しかもその企業名なんか見ると初めて参入したわけでもない、今まででも落札をしている業者が、あえて失格という形の道を選んで、そして本命に譲っているとしか思えない、そういう状況がずっと、これは1社入札というのはもうやめるべきじゃないかと。東京都は何かそういう形で1社入札は、入札日の延期をやるとかという状況の記事があったと思うんです。ただそうは言っても、住民が求めるような、早急にやらなきゃならないという形がある場合は、また伸ばしてまた入札をやるといのはいかがなものかなというふうを考えて、まあ案件にはよるのではないかな。発注者が、あえてそういう工事計画を出すという形になれば、もう少し考えることができるんじゃないか。せっかく一般競争入札をしているのが、これがやっぱり功を奏してないというところを感じるわけです。

(松原会長)

ありがとうございます。

(青戸委員)

同じ57番の案件で、先ほど調査基準価格についての趣旨については御説明いただきましたけれども、ちょうどC社とD社の工事費内訳書が2つ並んでいるのでわかりやすいと思うんですけども、純工事費がほぼ同額であることがわかります。これどこで差がついて、工事価格、一方は落札率100%っていうことで上限になって、一方は下限にわずか3,000円足らないという形で別れたかというところなんです。私は米子市の市民として何を思うかというところ、現場管理費180万、一般管理費580万、この違いがほぼ全てと言っていいようなところなんです。私は米子市の市民として何を思うかというところ、一般管理費を水増しすることによって契約されるんだとしたら、ずいぶん高く契約されているんだなっていうふうにはしか思えないんですよ。

質問なんですけれども、一般管理費の内訳について何か報告を要するとかっていうようなことは、おそらく現実として行っておられないのかなと思うんですけども、今後そういったことで事後報告を要するとか、その結果に照らして一般管理費が過大に計上されているというふうに判断された場合には、返還を求めるとかそういったことって、これ法律上不可能なんですか、考慮する余地ってないんですか。

(事務局)

入札の落札価格は最終的には総額で決まります。あくまでもそれは積算上の内訳だったりとか、あるいは単純に経費率をかけたりという形で積算をしておりますけれども、最終的に、それはあくまでも内訳の話でございまして、最終的には落札金額その総合計、総価として比較をして決める、この場合は総合評価ですので、必ずしも金額だけで決めるというわけではありませんが、工事成績点とかっていうような部分も加味しながら、最終的に最も施工能力が高くて米子市にとっていい業者さんを取っていただくという形で決めておりますので、その中の一部の内訳が、例えば過大であったりとか、あるいは過少であったりとかっていうことが、その入札の最終的な結果に直接に連動しているというわけではございませんので、例えば青戸委員さんがおっしゃられるように、その一般管理費が安いからという形のもので、そこの部分について返還をとすることは、今のところ非常に難しいんじゃないかというふうには思っております。

(青戸委員)

難しいのはおそらくその通りなんだろうとは思いますが、市民感覚として納得しづらいということは理解してもらえますか。その点については。

(事務局)

委員さんがおっしゃること、内訳を見た形で、一般管理費が過大じゃないかということも単純に一方と比較をして多いんじゃないかという比較論の話なんだろうと思うんですけども、そこの部分で米子市民が損をしてるんじゃないかって言われるのは、もちろんそういった結果論ですけども、そういった面はあると思います。ただ、これはあくまでも競争入札ではありませんので、価格だけの競争入札ではないということがまず第一ですので、価格と品質とのバランスを取って最もふさわしい業者さんを選ぶという入札制度ですので、その部分については、もちろんその青戸委員さんが言われるようなこと自体は十分理解はいたしますけれども、現状の国が示しているその総合評価の入札制度というカテゴリーの中では、そういった部分が出てくるという一種の弊害といえますか、そういったこともあるんだろうと、それは十分承知をした上で、価格競争だけで入札を構成すること自体が、要はダンピングですとか品質が劣るとかというような問題が現に今までも生じておった結果で総合評価が入っておりますので、そういった部分もあるということはもちろん、これから改善もしていかなければならない部分だろうと思っておりますけれども、現時点のその制度

の枠組みの中では、一定程度そういうところも飲み込みながらやっていく必要があるのではないかなというふうには考えております。

(青戸委員)

総合評価ということなので、正直言えば価格のみで決められる競争入札よりは自分のところが勝つかどうかって判断しやすいところがあると思うんですね。そうなってくると、予定価格の上限というようなところで入札、勝てると踏んだらそういう形で入札するっていうのは、企業としてはそうなんだろうとは思いますが、市民としたらですね、やっぱり生活がそれほど楽でないのに税金を払いました。工事の契約が決まりました。その結果として、純工事費ではなくて一般管理費のところが高かった、そうなると、自分の税金が一部の企業に回されてしまったとかっていうようなことを考えてしまうと、非常に納得し難いっていうところ、これはもう今すぐ制度上、今すぐどうこうっていうことでもなしに、それは市民感覚としては理解をしていただきたいというか、理解していただかなければ困ることじゃないかと思っております。もうこれ以上この点をつついても埒が明かないかもしれませんから、これで切り上げますけれども、一応これは伝えておくべきだと思います。

(松原会長)

はい、青戸委員の一市民としての観点で、一般管理費がこの2社の中でざっと600万円くらい違うんですね。そういう意味ではその算定の根拠は一体何なんだということだと、おっしゃる通りだと思うんです。今の審議委員としての気持ちはとても理解できる。一方で総務部長のお話もよくわかるんですね。一つ問題があるとすれば、総合評価の中で最終的に1社だけになってしまったということで、競争性がなくなったっていうところですよ。私も以前別の自治体の総合評価、それいろんな競争があってですね、最終的に入札価格が高いところの方が、最終的に点数として上回ったんですね。それが総合評価の意味合いだと思うんです。そこは技術者の成績が、工事成績とかいうものがあるって、そのところがここには2社が辞退したというのがあって、これも仕方がないという話ですけど、そうしたときに、これをもう一度入札し直すとかですね、あるいは工事期間というのは必要ですから、なかなか難しいというのわかりますが、そういうような思いから委員の声が出ているんだろうなというふうに思います。

はい、その他の委員の方から何かございますか、この57番いいですか。

(竹下靖彦委員)

結局、市民には内訳はわからないわけですよ。落札金額しかわからないんで、だからそうするとその内訳を見ていくと、その金額というのは本当に妥当かどうかというところは、この場合発注者しかわからないと思うんですね。そうするとこういう形で、内訳でこれが調整弁になるのなら、逆に言えば予定価格があまりにも高いんじゃないか、もう少し安くできる状況なのに、予定価格が高いから、従って落札額が上がっているという形も言えると思うんです。担当課でもいろいろ本当に苦労して設計、見積もりをして、一応単価を出されていると思うんですけど。そういう状況で、これがおそらくこんな発注書を公表すると、これは市民としては、これは何っていう形になると思うんですよ。だからここをどうするかという形から出発をしないともう難しいのかなというふうなふうに考えて、ちょっと先ほどそういう発言をさせていただいたということです。

(松原会長)

ありがとうございます。

それでは、その他の案件の方に移りたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

どの案件でも、どのような内容でも結構です。

(中島委員)

74番なんですけれども、これがくじ引きになった経緯について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

そもそも予定価格を公表しておりまして、最低制限価格も算出方法を載せておりますので、そこから業者がきちんとした計算をされたことで同じ金額になって、くじ引きになってというふうになったと考えておりますが、そもそもこの工事は施工方法が限定されるため、希望者が少なかった可能性があるんじゃないかなというところも考えているところでございます。

(中島委員)

ありがとうございます。

(竹下靖彦委員)

私は全部で13件抽出をしたんですが、その内容を見ますと、本当に上手いこと落札業者を振り分けているなということがわかります。全体を私も見ていないんですけども、しかも本命になるために応札者が直前で失格を出したり、そして辞退をしたりという状況の中で本命が大体行くと。特に52なんかは総合評価で辞退が出ているなど、もともと評価をするときに、どういう評価をしたのかという、そういう状況です。総合評価で1回辞退をするという形はペナルティを課してもいいんじゃないか、なぜなら、要するに最低制限価格という一番安い金額で落札しても、十分大丈夫なので、あえてそこで品質管理だとか、そういう項目をして、高くてもこの会社がいいという形で、安く入札をしているにもかかわらず、高い形で落札をするというそういう制度になっているわけですよ。それが当然そこでは金額を算出して、私は企業なら責任ある応札をすべきではないかというふうに考えているわけです。本来算出するのなら企業としても1件ごとに実際設計単価を出して金額をはじき出すというのは並大抵なことではないと思うんです。そうするととにかく手を取り合っていきましょうという形で、あとは失格と辞退でつじつまを合わせ、こういう状況がやっぱり発生しているのではないかと。もしそうであれば、やっぱり地域枠という形をそれはもうそろそろ取っ払うべきじゃないか、そういうふうにはずっとこれも私は言っています。だから全国に広げるのではなくて、少なくともいろんな市から、東西を含めて、参画をさせるという形も一つの手ではないかというふうに考えているんですね。淀江町の方だったらできるだけ淀江町に近い業者が落札をしている、こういう状況があります。ここなんかもどうだろうなというふうに思います。事務局で結局やるわけじゃないんで。各課が出してくるわけだ。だからそこでもう少し各課に対するヒアリングがもうちょっとあってもいいんじゃないか、事前にという気はしているんですけど、もういろいろな形で確かに材料単価は人件費の増大と職員の数が限定して、まさに今後はインボイスで一人親方というのは今まで何とか下請でやってたけど、それすら足りないという形で、ますます工事をする人たちの数が減少してくる。そういったようなインボイスなんか、要するに増税するための手段なので、やっぱり大変な事態を起こしている。しかもインボイスで登録していなければ、やっぱりこの指名をしない、下請けにしないという形が出てきますので、本当にこれから先は大変だというふうに私は考えているわけです。だからそこら辺でどういう方式がいいのか、あるいは市にとってどういう方式がいいのかということも検討しないと、従来の流れだけでは。

大分米子市も平成16年から見ると、本当に改善をされていて、その努力は本当に評価できると。私昨年本部の全国大会で、ある地方都市の挑戦という形で米子市のこの入札制度のあり方の変遷を述べたんですけども、総合的にすごく評価を得ました。そういう点では、本来は包括外部監査の評価でなくて、本当にこういう入札制度をどのように進化させたかっていう自治体を私は表彰するべきだというふうに本部では言っているわけです。そういう点で、本当に米子市の皆さんは、頑張っておられるんですけども、しかしまだまだ改善の余地はやっぱりあるんだし、我々委員に任命されている者としてもどういうふうにやっぱり改善した方がいいのかっていうのは、やっぱり検討するとか、付託を受けて、それで良いか悪いかではないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(松原会長)

ありがとうございました。今の52番についてはよろしいですか。担当部署のコメントいただくとか。

はい、それでは今インボイスのお話ございましたけれども、竹下委員は、お仕事の中でそれこそインボイスが非常に忙しかったというお話ございましたが、先ほどの一人親方とか、小規模事業者っていうのが将来的にこのインボイス制度で大変な状況になるということは、どうでしょう。

(竹下純子委員)

そうですね、今すぐそれによって廃業とかいうことはないですし、そういう圧力をかけてもいけないということにはなっていますので、すぐ影響がということはないんですが、経過措置というものもありまして、急に100から0になるような制度にはなっていないんですけども、これからだとは思いますが。これからそういう淘汰されてくる状態が出てくるのはもう確実ですので、今のところの影響というよりはこれから出てくるのは確実というところだと思います。

(松原会長)

建設会社の方もですね、そういった方々に下請けをお願いしているだろうと思うんですね。もちろんそういったところを締めつけるということができないでしょうから、業者がだんだん減っていくのではないかとということがちょっと懸念されます。

はい、それでは抽出案件の方に戻りたいと思います。いかがでしょうか。

(竹下靖彦委員)

103、105、106、米子インター西、これは金額が大きい額ですけども、例えば平米はどれぐらいあるのか、どういう形で、何年かでお分けをしなければならないのか、金額が大きくなっても、私はそういう点では、JVになるような金額でもいいんじゃないか、当然そこは下請けが受けるという形もあるだろうけれども、何でこういう形で分けたんですか。経済戦略課ですか。

(道路整備課)

経済戦略課からの依頼で工事をさせていただきました。その辺の経緯につきましてはちょっとわかりませんが、ここのインターの用地というのがかなり広い面積でございます。その中で、例えば調整池とか、例えば道路あるいは造成ですね、盛り土して造成といったその工事の中で、ある程度もうその工期等も制限されています。その中で区画割りをしてですね、きちんと工期内で収まるような形で工区割をしたと考えられますけれども。

(事務局)

米子西産業用地の団地はオーダーメイド方式という形で、買いたいという希望者がおられて、それに合わせて作業を進めていく、造成をしていくというもので、初めからボンと作って、そこに誰か出て、買う人いませんかっていうような形でやっているわけではなくて、ここが欲しいので、うちはこういうその業務スケジュール、開業までの、あるいは工場を展開するまでのスケジュールを示しながら、こういうスケジュールで買いたいけれどもというご相談を受けまして、オーダーメイドで造成をしておるという関係で、相手方のスケジュール、その分譲のスケジュールっていうものも睨みながら、作業を進めていく、整備をしていくというところでございます。ですので大きな面積を、1社単独の企業に時間的な余裕があればできないわけではないわけですが、その相手方の状況も、ご意向も踏まえながら作業を進める必要があるということで、そういったような政策的な要請に応えるという意味合いで、早期に完了させるために一定程度の分割をして、発注をしたというような背景もございます。

(竹下靖彦委員)

なぜいいかという、一括にした方が余分な経費がかからなくて済むんですよ。わかりますか。小分けにするとみんなそれぞれの中で経費が積み重なっていく、一本大きくやると後下請けだとかそういう形になりますので、経費としては私は安くなるというふうに考えて、もちろん今言われたような、そのためにはどういう区画をするのかっていうんじゃないかと、やっぱり共有の道路という形は、私も素人ですけども、作ってそれから分譲地でやるという方策も私はできるんじゃないかなと。今言われたようなオーダーメイドでやるという形は、希望されないところは荒地になってしまうということもあるかもわかりませんが、そういうような対応で造成工事は進めた方が金額的に総額的に見れば私は安く上がるというふうに考えているんですけども、いかがですか

(事務局)

竹下委員がおっしゃる通り、工事ボリュームが大きくなれば、要は経費率がかかってきます。大きなものには率が小さくなっていきますので、小さなものは大きな率がかかっていきますので、その経費率の部分ではおっしゃる通り、そういったようなことは当然あるかと思っております。それよりもまして、そのスピード感というものを政策的に優先させたという形で、今回の案件については発注をさせていただいたということでございます。

(松原会長)

工事の受注のときの規模感ですよ、そこに投入する機材とか、人材とかいうようなことを考えて、一括で大規模にというのは効率的には非常に良い進め方だと思うんですが、一方で1社がそれを受注してしまうと、他社の受注機会が減っていくということもあるのかなとは思いますが。ですから、機会を広く、その辺りですよ、さらに下請けでいろんな業者が入っていくということになります。いろんな考え方があるところです。

はい。その他いかがでしょうか？

(青戸委員)

今回ざっと見させていただいて、くじ引きが結構多かったというのが目についたんですけども、その中から107番を。これをあえて取り上げたという理由が、工事費、直接工事費が大体同じようなところが多い中で、一社だけ100万ぐらい安いところがございます。工事価格っていうのが、先ほどご説明いただいた通り総額で決めるということなので、もうこれは最低制限価格をクリアしているかどうかということだけが問題になるのかと思います。

ます。クリアしているというところで、くじ引きをというわけですけれども、くじ引きということは、同額で入札した、実際に落札していないこの業者が落札する可能性だってあったわけで、工事費、直接工事費を安く計上したこの会社が落札する可能性だってあったわけです。何が言いたいのかと言いますとですね、そういった形で、直接工事費を他社より安く見積もることができるっていうことは、これ安かろう、まずかろうということがないようにというような形で、おそらく慎重に検討した結果なんだろうと思うので、こういったものについては、今後同種の工事についての予定価格を算定するに当たって、安い価格で見積もりを出した業者ありますよっていうことについては、何らかの形で反映できないものかなと思ったんですよ。どういうことかというですね、それが反映しない形で予定価格を従前通りの形で算出するのであるならば、従前の水準の値段がこれまで、これ以降も継続して物価の上昇に伴って価格が上がっていただけなので、市民としたり少しでも契約価格が安くなる方法というものが考えられないのかなというような、そういう発想でそういったことを思いついたんですけど、あまりきちんとまとまった意見ではないかもしれませんが、そういったことって考える余地ってありますか。

(松原会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

予定価格にその個別の安いところというものを、反映させることができないかというお話だと思えますけれども、基本にご存知の通り予定価格というのは標準的な工法、材料で通常やったらその金額はかかるよということで基本的には、それこそ国の積算基準に従って、県単価ですとか物価本みたいなもので、基本的には決められ、いわば公表されている価格を組み合わせて作るものでございます。例えば一つの仕入れ業者さんから安く手に入るよっていうものが、それはあくまでも特殊な状況においてその価格が、その相対で決まっているものだというふうに思っておりますんで、あくまでもその分は標準的な価格ではないという判断をしております。したがって、その部分は様々だと、業者さん、あるいはその卸の業者さんも含めて、様々な関係でもって、あるいは繋がりでもって、価格っていうものは相対的に決められとるものだというふうに思っておりますんで、そこがいわばその競争の源泉となる部分だというふうに思っておりますので、標準的な価格で、うちがアッパーリミット、上限として定める予定価格に反映するっていうことは、現時点では少し難しいのかなとは思っております。

(青戸委員)

競争の源泉というのがちょっと私にはわかりづらかったんですけども、となると純工事費をどれだけっていうか限度があると思えますけれども、安くしているところで、一般管理費で調整して、最低制限価格で、もうあとくじ引きでということがこれからも続くというふうな未来しか自分には見えないんですけども。果たしてそれがいいことなのか、少しでも安くしようとしている企業の姿勢というのが、何らかの形で評価されてしかるべきじゃないのかなと、個人的に思っているんですが。すいません、ちょっと違うのかもしれませんが、それに対して何かご意見を。

(事務局)

青戸委員さんの言われるように少しでも安くっていうのは当然のこと、最小の経費で最大の効果をとというのが基本的な考え方でございますので、その通りだと思っております。ただ、入札制度の今までの流れからいたしまして、だんだんその競争ができる幅というものが

どんどん狭まってきております。それはいわゆる上限価格として予定価格を定めておりますけれども、これらは基本的には公定の価格をベースとしたもので、基本的に標準的な積算をすればその数字になると、それを超えれば失格ですよというような上限価格を設定しておりますけれども、それとあとうちの方でも定めております最低制限価格、その幅が少しずつ少しずつ狭まってきている。狭まった中で競争を行っているという状況が現実的に行われてきております。ですのでその狭い幅の中で皆さんが努力をされて、下限に張り付くっていうのは、限られたその条件の中で最大限努力された結果が下限に張りついて、結果的にくじ引きというような結果にももたらしているっていうことも一面ではあるというふうには思っております。それは先ほどラインっていうか、かなり前なんですけれども、その工事の品質確保に関する法律というものができて、その時点ではダンピングがかなり出ておまして、それこそ7割、6割というような事例も過去にはありました。それらを踏まえた反省点として、最低制限価格を厳格に、あるいは低入札価格調査制度を入れたりとか、あるいはうちの場合でも失格基準価格を設定したりということで、もうこれ以上下げたらもう品質は確保できませんよと、そういうふうになさしますよということで、実際にやってみないとわからないんですけれども、その通りの工事にできるかどうか、いい工事ができるかどうかってのはやってみないとわからないんですけど、でももうこれは無理ですっていうふうにこちら発注者がもう決めてしまって下限値を決めてしまった。それが少しずつ少しずつ実は上がってきております。算定の算式を見直す過程において少しずつ上がってきて、やっぱり競争できる幅が非常に狭くなってきているというのが現状だというふうに私は、昔から見えてきたものと思えばですね、そういうふう認識をしております。ですんで非常に狭い幅の中で努力されて、その過程において積算能力も上がってきている部分は当然あるかと思えます。同じような制度を長く続けてきておりますんで、そういったスキルが上がってくるっていう面もあると思えます。それとそれが相まってくじ引きっていう、下限値に張り付くというような状況になってきているんじゃないかなとは思っております。ただこれが、本当にいいのかという話になると、理想ではないのではないのかなというふうには思っております。やはりもう少し競争性が働くっていうことも重要じゃないのかなとは思っておりますし、今私達が、調達部門で契約検査課がやっておりますけれども、実は契約検査課では調達というだけではなくて、実は建設業者さんの、業界の育成とかあるいは地域経済の循環という、本来はうちが持つべきものではない部分まで新たなミッションとして、ある意味持たされている部分があります。本来であれば経済部ですとか、そういった部分が商工業の振興という側面で、そこは本来であれば担うべきものだというふうに思っておりますけれども、それはやはり調達部門、皆さんの、住民の方の税金をいただいてその税金を地域に還元していくという意味合いで、そういった少し責任を負わされてる部分もあって、やはり以前、先ほど竹下委員さんが言われたように、もっと幅を広げて、誰でも入れるような本当に純然たる一般競争入札をというふうなお話もありましたけど、やはり税金を地域に還元をしたいっていうのは、その行政の立場としてはそれをさせていただきたいっていうところは実はあります。なかなかバランスが非常に難しく、昔と比べたら非常に身動きができなくなっているなというふうな、ちょっと印象としてはそういうふうには思っておりますけど、もちろん青戸委員さんがおっしゃられるような事もですね、踏まえましてもう少しちょっと国の動きですとか、あるいは県の動きですとか、そういったあるいは業界団体さんとも意見交換をさせていただきなから、いい方法がないかというのはいちよと探ってはいきたいというふうには思っております。

(竹下靖彦委員)

くじ引きは圧倒的に最低制限価格でやってるんですよ。今ちょっと部長が言われたのが。それが稀にそういうものもあるだろうけれども、現実には執行表を見ても、最低制限価格で103なんかは、12社が、同一金額。最低制限価格を見ると、くじ引きのところはほ

ばそうなるんですよ。そうすると、そこにターゲットを持ってきて、今の積算プログラムをやれば金額を出して、そして材料とかそこらを貼り付ければ何でもこんな内訳表なんか私は可能だと思うんですよね。だから逆に言えばそれは確かに最低制限価格でくじ引きをやっているということについては、市民レベルで言えばやっぱり安くなっているんで、それはいいと思うんですよね。やっぱりそうすると最低制限価格が本来妥当かどうかという形になります。だから、例えば1,000円でも下回ったらもう既に失格になるという形ではなくて、下限を10%とかそこら辺の範囲内でやれば、今部長が言ったような形でやっぱりもう少し安いところで競争原理が働くと思うんですが、もう杓子定規で本当に1,000円でも下回ったら駄目っていう、それはちょっとねという気が私はしています。それとやっぱり行政がやるこの入札制度というのは地域経済と私はリンクしない。そうすると今言われたような形で地域限定になる。そうすると業者数が少なくなってくるという形がやっぱり発生するというふうに考えているんですよね。だから、今回下期なんかJVなんて1件もないんですよね。JVがあったらいいかどうなのか、そこは談合の温床になっていますから、できるだけJVはやめた方がいいと思うんですけれども、そういう状況の中で本当にいい方策というのはどうあるべきなのか。その中には予定価格を非公開にするという形もあります。そうすると最低制限価格というのは出せないんですけど、そうすると逆に言うと予定価格を引き出すために業者が贈収賄を行うという形になると、発注者側も本当にそういう状況の中で困るという形も出てきます。全国的には予定価格を聞き出すためにありとあらゆる方策でやって刑事事件になっているということがたくさんあります。だからそういう点では予定価格は公表でもいいと思うんですけれども、ただあまりにも最低制限価格は杓子定規にするんでないと、もう一度言いますが、そこで5%までは認めるとかいう形をやらないと私はこの最低制限価格で横並びで、あとはくじ引きという形になってしまうんじゃないか。くじ引きでも、私が抽出した中では、本当にこんな形で1社ごとみんな工事価格が違うのに、くじ引きということがあるのかなという、そういう結果が出てるんですよね。だからそこら辺がもうそろそろ潮時なのではないかとそんなふうに考えております。ただ、今部長が言われた、必ずしもそうじゃないと、だからもう逆に言うと、総合評価を残すんなら本当に地域にどれだけ貢献してきたのか、そういう点を克明に出させて、そしてそれで評価をすべきという形、項目をずっとまだ増やしてもいいんじゃないか。しかもそれを誰が評価するのか、内部の部長や課長で、それをやって、そして指名をするというのはいかがなものかというふうに、それこそもうちょっとオープンにして、第三者機関でそういう点の審議をやる。しかもそこはどのように決めたのか議事録もない。そういう話なんですよね。そこら辺もやはり改善の余地がある。私はそういうふうに考えてます。

(松原会長)

はい、ありがとうございます。

下関部長の方からもいろんなお話がございましたし、それは行政としての、あるいは立場として、納得できる話だと思って聞きました。また竹下委員のお話はですね、やはりある意味で最低制限価格の考え方をもう少し柔軟にしたらどうかと、プラスマイナス5%というのを導入して、そこに今の最低制限価格に張り付いてくじ引きになるところに、企業努力を入れてはどうか、気持ちでも少しでも安くと、自社がとりたいというような思いをですね、見ていただくのはどうだろうかというようなご提案だと思います。それからばらつくというのはですね、おそらく受注したら受注減点があって、Aランクの中で最下位になってしまうので、必然的にこれはばらつくんですね。ですから、くじ引きでも何回も同じ人が取れるということにはならないんですけど、やはりその少し最低制限価格を考え直すっていうのはもう一つあるのかなという感じがしましたね。この辺り委員の皆様のご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

(竹下靖彦委員)

もうちょっと言わせてください。今部長が帰ってこられたんですが、あの当時っていうのは入札が1回では絶対決まりませんでしたね。1回、2回、3回、3回で決まるとかいう、3回やっても1回目の一番安い業者がずっと2回、3回も1位になるという、そういう状況があったんで、それから見るとやっぱり安くなっているっていうのは市民、行政としては利益を得ていると思うんですけど。

あと水の11、12、13、これを水道局の総務課がやっている、これは発注表を見たときに、よくその1とかその2とかいうふうにあるんですが、これも排水管の布設替工事という形で、これはどういう形なんですかね。

(事務局)

すいません、竹下委員さん、水の7と16と17ですかね。

(竹下靖彦委員)

7と16と17なんですけれども、例えば距離数とか、発注表を見てもどれだけの長さなのかわからないんですが、例えば水の16、工事概要としてはあるんですけども、ちょっとこの説明をお願いできますか。

(水道局)

件名のその41とか、91ということだと思って答えるんですけども、これは支障工事でございまして、相手の下水道の工事の名称をそのまま利用させていただいて発注しておりますので、ですので下水道さんだったら下水道さんの工事範囲をタイトルにしておりますので、私どもが区分けして、工区を選んでおるわけではありません。

(竹下靖彦委員)

ということは同一箇所、それで便乗してっていう、表現が正しいかどうかわかりませんが、同じやるんだその中で工事をやってしまおうと。

(水道局)

一体地の仕事をするための工事件名の名付け方をしております。

(竹下靖彦委員)

かつて皆生道路で下水道だけでなく、上下関係になって、確か同じ距離数をやってたっていう、そういう入札があったと思うんですけど。

(水道局)

今でもそういうことで、対象の工事に対して私達が追うという、ですので業者さんも、相手方1、私どもが1で一緒になっていくというような工事になります。

(竹下靖彦委員)

連続してという形はないんですね。ポツンポツンという。

(水道局)

それは相手方の発注者の考え方で、終わったら次に行くっていう現場もあれば、交通事情とか条件が合わなくて、飛び飛びにやっていくとか、私どもはそれについていくということになります。

(松原委員)

はい、よろしいでしょうか。

(竹下靖彦委員)

もう一点、水の16と17なんですが、これは指名が2社、希望型で2社しか、あとは1社失格になっていて、残るのは1社しかないわけですね。17についてもそういう形、16と17と指名っていうのはやっぱり希望で2社しかなかったということですか。

(水道局)

すみません、最初の回答の仕方がちょっと悪かったと思いますが、入札参加は3社ございまして、うち1社が現場対応等重複で失格、結果2社応札で、1社落札ということでございます。

(竹下靖彦委員)

最初の指名のところが2社って書いてあるところ、

(松原会長)

そこ3社としないといけなかった。

(水道局)

入力ミスです。申し訳ございません。

(松原会長)

よろしいでしょうか。

はい、会議を開始して、約2時間近くなろうとしていますので、そろそろ。

皆さんの方から何かございますでしょうか。

(竹下靖彦委員)

あの案件でなくてもいいですか。

もう少し表の、発注表の方見てですね、もうちょっとセルを少なくして、2段書きにすればまだ余裕が出ると思うんですけども。そうすると数字ももう少しポイントが、このポイントは、8から9ぐらいだと思うんですけども、セルをもう少し狭めていけば余裕が出るので、このポイント数はもう少し上げることは可能だと思うんですよ。例えば工事名とか、それから工事場所名とか、2段書きすれば、要するに文字間隔も狭めていけば、拡大しなくてもいいと思うんですけども。いかがですかね。

(事務局)

今後もっと見やすくできるように工夫させていただきたいと思います。

(松原会長)

そこら辺でちょっと工夫を少し、その辺りを検討していただきたいと。

はい、その他いかがでしょうか。

(岩浅委員)

案件じゃなくていいですか。先ほどからくじ引きで落札されるっていうことに関した件なんですけれども、先ほどの抽出案件でも言いましたけれども1,000円の差額で失格にな

る。今回令和4年度の下半期で101件中の44件で43.56%がくじ引きで落札者が決まったと。資料によりますと造園工事では1件で、職員がくじ引きを引いた。それから電気一式（一般）で2件発生して、うち職員がくじ引きを1件、それから土木一式（一般）で26件、うち職員がくじ引きを6件引いたっていう、あと土木一式の維持補修で7件は、これは多分入札の会社の方が引かれたんだと思います。それから舗装工事も6件、これも会社の人が引いたんだと思うんですが。何が言いたいかっていうと、先ほどから青戸委員だったり竹下委員がおっしゃってるように、くじ引きになる、いっぱいその原因があるんですね。トータルの金額がぴったしとなったと。1,000円でもそこに達しなかったら、最低制限価格に引っかかって失格になって落とされる。残ったところがさっきの、もう10何件と同じで、あれも中身は少しずつ数字が違っているけど、トータルが一緒で、最終的にはそのトータルを先に決めて、あと配分はその各社で考えればいいっていうふうなことをしておられるかどうかは別としましても、あまりにも何か、要するに同じ数字でくじ引きを決めるというのは前から私もちょうとお話させてもらってるけど、競争になってるのかしらと思うし、さらに市の職員さんが引く、これもいかがなものだろうか。仕方がないと思うんですよ、来られない事情があって、市の職員の担当課の方が代理で引きましょっていうそういう約束になっているのは、わからなくもないんですが、でも何かちょっと一般的な感覚から言うと、入札に全く関係がないと言っても、ある意味平等だと言えばそういう見方もできますけれども、何かその辺がちょっとちぐはぐであって、今一番言いたいのはやはりくじ引きで決めるパーセンテージをもっと下げるためには、どうしたらいいかと。先ほど竹下委員もおっしゃったように最低の価格の部分をもう少し何か手立てを打つことができないかどうかをやはりちょっと検討、あるいはその業者さんからのご意見だったりとかを吸い上げていただいて、行政側もできることとできないことはあると思うんですけども、一方的なやり方だけでは、これから先も変わっていくっていう改革はできないと思って。現状維持でいいならば、このままですよね。まだずっと続くと思うんですけど、少しでもよく、先ほど青戸さんもおっしゃってましたけど、みんなの税金を使って、少しでも安いんだけど、内容が充実している、そういう工事をやってもらうっていうのがみんなの願いだと思うので、それに沿う考え方で、現状維持じゃなくて何かできることがないかということを考えていけたらいいんじゃないかなと個人的には思っているということで、すみませんありがとうございました。

(松原会長)

はいありがとうございました。

先ほど来の委員としてのご感想だと思いますね。ご検討いただければと思います。それからこれは総務部長もおっしゃっていたんですが、いい企業でいい仕事をされているところに仕事をしていただきたいというのがありました。地域の建設業っていうのは、まさにそういう意味ではいい仕事されていると思うんですが、一方で防災という観点からすると、やっぱり今回のような台風の災害でもいち早く災害復旧に入っていくというような意味でも地域建設業が担う役割っていうのは、国土交通省はそういう意味でそういう災害時のBCPとよく言われますけど、企業の継続プランっていうのを策定しているところには、入札加点を与えるということを言われています。ですので、やはりいち早く災害復旧のところに行ける企業っていうのはBCPを策定されているということです。そういうようないろいろなその総合評価の項目を増やして、地域貢献とか安全、安心とかですね、技術者成績とかですね、技術点ということも含めて考えていく必要があるかなというふうに今思うんです。またこれは国から県に入っていくと思いますので、地方行政にも入ってくると思いますけれども、そういうことも考えていただけるとありがたいなと思います。

すみません。ちょっと最後が長くなりました。これで今日の審議を終わりたいと思います。

委員の皆様には長時間、ご意見、ご提案いただきましてありがとうございました。

市役所の方々もお疲れ様でした。ありがとうございました。事務局お願いします。

(事務局)

本日も長時間の熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。

資料の不備等大変申し訳ございません。次回もまたきちんと資料をそろえまして、ご審議いただきますようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次回は一応令和6年2月ごろの開催を予定しておりますので、またよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。